

○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十三号）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（認定放送持株会社の子会社が行う地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一〜六（略）</p> <p>七 申請者たる認定放送持株会社の子会社（当該子会社に係る法第九十三条第二項第四号ロ及びひへに掲げる者を含む。次号において同じ。）が衛星基幹放送の業務を行う者である場合において衛星基幹放送の業務を行う者が次条に規定する場合に適合しない場合における当該申請者以外の者が地上基幹放送の業務を行う場合</p> <p>七の二 申請者たる認定放送持株会社の子会社が移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合において当該申請者が地上基幹放送の業務を行う場合</p> <p>八 基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合</p> <p>2〜4（略）</p> <p>（認定放送持株会社の子会社が行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）</p> <p>第五条の二 申請者たる認定放送持株会社の子会社のうち移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号の総務省令で定める場合は、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第四条の二のとおりとする。</p> <p>（支配関係に該当する議決権の占める割合）</p> <p>第九条（略）</p>	<p>（認定放送持株会社の子会社が行う地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）</p> <p>第四条 申請者たる認定放送持株会社の子会社のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>七 申請者たる認定放送持株会社の子会社（当該子会社に係る法第九十三条第一項第四号ロ及びひへに掲げる者を含む。）が衛星基幹放送の業務を行う者である場合において衛星基幹放送の業務を行う者が次条に規定する場合に適合しない場合における当該申請者以外の者が地上基幹放送の業務を行う場合</p> <p>八 基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合</p> <p>2〜4（略）</p> <p>（支配関係に該当する議決権の占める割合）</p> <p>第九条 認定放送持株会社の子会社に係る法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第八条のとおりとする。</p>

(支配関係に該当する役員の状態を兼ねる者の割合)

第十条 (略)

(支配関係に該当する役員の状態を兼ねる者の割合)

第十条 認定放送持株会社の子会社に係る法第九十二条第二項第三号の総務省令で定める割合は、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第九条のとおりとする。